

高島市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年12月21日

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 澤本 長俊

1. 監査の期間

平成29年8月10日から平成29年12月20日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

| 監査執行年月日 | 監査執行対象機関名 | | 監査実施場所 |
|-------------|-----------|--|-----------------------|
| 平成29年9月26日 | 商工観光部 | 観光振興課、商工振興課 | 市役所3階委員会室 |
| 平成29年9月27日 | 環境部 | 環境政策課、斎場、ごみ減量対策課、衛生センター、環境センター | |
| | 会計課 | | |
| 平成29年10月2日 | 市民生活部 | 市民課、市民協働課、生活相談課、人権施策課 | |
| | | 地域振興局 マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、新旭振興室 | |
| 平成29年10月30日 | 健康福祉部 | 社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、保険年金課 | |
| 平成29年11月1日 | 健康福祉部 | 長寿介護課、地域包括支援課 | |
| | 子ども未来部 | 子育て支援課、子ども家庭相談課 | |
| 平成29年11月8日 | 高島市民病院 | | 高島市民病院大会議室 |
| | 健康福祉部 | 介護老人保健施設 陽光の里、訪問看護ステーション | 陽光の里会議室 訪問看護ステーション |
| | 子ども未来部 | カンガルー教室 | カンガルー教室 |

3. 監査の範囲

平成29年4月から監査執行時までの財務およびこれらに関連する事務の執行状況

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、

関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 随意契約、変更契約理由の妥当性について
- (2) 補助金の効果および有効性について
- (3) 業務マニュアルの整備、運用について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

| 書類監査実施機関名 |
|---|
| マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園、さくら幼稚園、さくら保育園、なのはな幼稚園、なのはな保育園、マキノ児童館 |

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 用地買収契約状況調
- 4-6 補償契約状況調
- 4-7 指定管理施設に関する調
- 5 補助金および負担金交付状況調
- 6 過年度収入の処理状況調
- 7 法定等検査実施状況調
- 8-1 各種研修会・視察等参加状況調
- 8-2 各種行事・講演会・研修会・教室等開催状況調
- 9 各種団体等事務取扱調
- 10 保管金等調
- 11 公金現金等取扱状況調
- 12 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 13 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈こども園、幼稚園、保育園には次の資料を追加〉

- ・園児数および組数等
- ・施設の概要
- ・寄付採納状況調
- ・事故一覧表

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

<共通事項>

○工事請負契約等の変更契約について

工事請負契約等の変更契約については、当初の事前計画、事前調査時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合に行い得るものとする。

しかし、変更契約の理由の中には、当初設計に含めることが可能と思われる内容が見受けられるため、事前調査の徹底を図られたい。

○補助金交付団体に補助金以外の収入がある場合の取扱いについて

市からの補助金以外に、会費収入や事業収入、その他の助成金等の収入（以下「補助金以外の収入」という。）を計上している団体において、補助金以外の収入が充てられている経費については、補助対象外経費とすべきであるが、補助金の実績報告書に添付されている団体の収支決算書を確認したところ、補助金交付額に影響はないものの、補助金以外の収入が充てられている経費を補助対象経費として認めていた事例が見受けられる。

また、補助金以外の収入の充当先が不明確であることから、市の各種補助金交付要綱上は補助対象経費となるものの、補助金以外の収入が充てられれば補助対象外経費となるが、そのことが判断できない事例も見受けられるため、団体に対して、それぞれの収入の充当先の仕訳がなされた収支決算書の提出を求めるなど、補助対象経費が明確に示されるよう改善を図られたい。

さらに、補助金以外の収入がある場合には、市の補助金よりも優先して団体の事業に充当可能なものはないか、また、多額の繰越金が発生していないかなど、交付対象団体の全体の経理から確認することにより、公平性、効率性の観点からも適正な補助金の執行がなされるよう努められたい。

○業務手順書（マニュアル）の運用、整備について

「高島市行財政改革推進計画（平成29年度～平成31年度）」のなかで、業務マニュアル等の整備により業務の可視化を行い、事務の効率化や省力化を進めるとともに、不適正事案を発生させない業務のチェック体制を確立することを掲げている。さらに、「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究報告書」（平成21年4月27日総務省公表）のなかで、内部統制の整備、運用の具

体的内容として、リスクの洗い出し、リスクへの対処方針策定、業務プロセスの見直しを掲げていることから、業務マニュアル等の整備は内部統制の手段として必要不可欠なものとする。

本市では、平成29年度末までに全部署において「業務手順書（マニュアル）」（以下「手順書」という。）を整備し、運用するよう指示が出ており、事務処理手順や年間スケジュールだけにとどまらず、過去のトラブルを具体的に例示できる等の工夫がされた手順書の統一的な様式が示されていることである。

しかし、本年9月に実施された手順書の整備状況の調査において、「手順書以外に分かる資料がある」との回答があった業務の中には、単に事務処理手順や操作方法の記載のみで、手順書として内容が不十分であると思われるものも見受けられることから、内容の再確認と必要に応じた見直しを図り、事務処理の可視化により、事務の効率化や省力化、業務のチェック体制の確立、ひいては市民満足度の向上に繋がるよう、手順書の整備、有効活用に努められたい。

○施設の法定等検査結果に基づく改善事項にかかる措置について

法定等検査によって発見された不具合について、予算が確保できない等の理由により、速やかな対応が図られていない事例が見受けられる。

法定等検査は、施設利用者の安全、安心に関わる極めて重要な事項の確認であることから、事故を未然に防止するためにも、不具合が発見された際には速やかな対応を図られたい。また、指定管理施設においては、リスク分担に基づき、必要に応じて指定管理者に対応を求めるなど、施設の適正な維持管理に努められたい。

〈新旭振興室〉

○湖周道路桜並木保全業務委託について

新旭町内の湖岸道路に植樹されている桜の木の保全管理については、平成28年度までは、民間団体に対し、高島市魅力ある地域づくり事業補助金（補助率1/2）を交付し行われていたが、本来、必要な経費を全て市が負担し、保全管理を行う必要があるとの方針により、平成29年度から、前年度まで補助金を交付していた団体との随意契約により保全管理業務が委託されている。

この契約にかかる設計金額の積算根拠を確認したところ、契約団体からの参考見積りに基づき、1人あたりの作業単価が1時間500円と、滋賀県最低賃金を大幅に下回る安価な金額となっていた。委託業務については、最低賃金法が適用されず、不適法な積算とはなっていないものの、委託業務とするのであれば、業務の質を担保する観点から、他者の参考見積りを徴するなど、適正な価格で競争がされるように留意されたい。

○高島市魅力ある地域づくり事業補助金（風車村さくら祭り開催事業）について

平成29年4月9日に開催されている当事業においては、風車村さくら祭り実

行委員会より4月1日付けで交付申請書が提出、同月7日に交付決定が行われ、6月29日に実績報告書が提出されている。

実績報告書に添付されている収支決算書や支出の根拠となる領収書の写し等について確認を行ったところ、補助金交付額に影響はないものの、交付決定前に支払いが済んでいる経費についても補助対象経費として認めていた。

補助金の交付申請手続きは、補助事業の実施前に行い、交付決定がなされた後に事業着手することが通常の流れであることから、適正な補助金申請および交付手続きとなるよう改善を図られたい。

〈長寿介護課〉

○施設の日常管理業務委託にかかる設計金額について

朽木ふれあいセンター、朽木ふれあいセンター浴室棟日常管理業務および新旭コミュニティーセンター「ほおじろ荘」日常管理業務については、随意契約により、高島市シルバー人材センターに委託されている。

契約にかかる設計金額については、両施設共に、過去の滋賀県最低賃金の上げ幅の状況を基に、平成29年度の推定最低賃金を算出し、それに一定の率の事務費を加算した額を設計金額としていたが、算出された推定最低賃金が、双方の業務において異なっていた。設計に当たっては、積算根拠を明確にし、適正な設計金額となるよう努められたい。

〈高島市民病院〉

○新高島市民病院改革プランの見直しについて

平成28年12月に策定された新高島市民病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）は、対象年度を平成29年度から平成32年度の4年間とし、各年度における目標数値が示されているが、平成28年度実績数値および平成29年度実績数値見込に基づき、見直しをされるとのことであった。

国の新公立病院改革ガイドラインによると、点検、評価等の結果、数値目標の達成が著しく困難である場合には、抜本的な見直しを含め改革プランの改定を行うことが適当であるとされ、経営の効率化のための取り組みの進捗状況など、病院の収支に大きな影響を及ぼす状況の変化が見込まれる場合には、各年度の収支計画等の見直しを行い、改革プランに反映させることが適当であるとされている。

しかし、改革プラン策定から1年も経たない中で、計画全体を見直さなければならないような状況や病院の収支に大きな影響を及ぼす状況に陥ったとは思われず、現時点において収支計画の数値等を見直しされることは理解し難く、むしろ当初計画の各年度の数値目標に対する達成状況を評価し、計画目標数値と実績数値との差異の理由を明確にすることで、病院改革に対する姿勢を示していく必要があると考えることから、今後の改革プランの見直しについては、慎重に対応されたい。

以上